（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の航空法及び運輸安全委員会設置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第十一条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「並びに第百三十二条の二」を「、第百三十二条の二並びに第百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用するとしたならば当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正）

第十二条　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条　航空機製造事業法の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品」を「第十六条第二項各号のいずれかに該当する装備品等」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　航空機製造事業法第二条の七第一項に規定する許可事業者又は同法第三条第三項に規定する届出事業者は、前条の規定による改正後の航空機製造事業法第十三条の規定にかかわらず、第二条改正前航空法第十八条第一項の予備品証明を受けた装備品又は第一号相当確認等を受けた装備品等を、航空機の製造又は修理に用いることができる。

（自衛隊法の一部改正）

第十五条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「第百三十二条の二」を「第百三十二条の二第五号から第十号まで」に改め、同条第四項中「第九十九条の二第一項」を「第百三十四条の三第一項」に改め、同条第五項中「因る」を「よる」に改める。

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正）

第十六条　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第五十六条」を「同法第五十五条の二第三項」に、「第九十九条の二第一項」を「同法第百三十四条の三第一項」に改め、同項第九号中「（火炎びん）」を「（火炎瓶）」に改め、同条第三項中「の各号」を削る。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三百二十条のうち航空法第百三十四条の二の次に一条を加える改正規定中「第百三十四条の二」を「第百三十四条の三」に改め、第百三十四条の三を第百三十四条の四とする。

法務大臣　山下　貴司
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　安倍　晋三

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十九号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第一条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第二十四条の二の二」に、「第二十六条―第三十三条」を「第二十五条の二―第三十四条」に改め、「第六節　動物愛護担当職員（第三十四条）　第四章　都道府県等の措置等（第三十五条―第三十七条）　第四章の二　動物愛護管理センター等（第三十七条の二―第三十九条）」に改める。

第三十四条を「第四章　都道府県等の措置等（第三十五条―第三十七条）　第四章の二　動物愛護管理センター等（第三十七条の二―第三十九条）」に改める。

第七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

第十条第一項中「、第十二条第一項第七号」を削り、「次項及び第二十四条の二において」を「第二十二条の五を除き、以下」に、「この節及び」を「この節、第三十七条の二第二項第一号及び」に、「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」に改め、同条第二項第六号中「及び次節」を「から第四節まで」に改める。

第十二条第一項第三号及び第四号中「二年」を「五年」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第十二条第一項第六号中「又は狂犬病予防法」を「、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の七第一項第四号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法」に改め、「第二号の規定」の下に「、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定」を加え、「二年」を「五年」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者